

8 建築協議及び土地開発協議の受理

(1) 建築協議

工場・事業場等や下水道処理区域外での住宅等の排水対策について、必要に応じ指導を行うためのもの。

※下水道処理区域内においての住宅等の建築等は含まれていない。

①建築協議受理件数

年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
受理件数	27	34	32	32	32	35	38	30	21	25	
内訳	新築	27	33	30	30	28	32	37	26	20	23
	増築	0	1	2	2	4	3	1	4	1	2

②地区別受理件数

年度 地区	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
大村	4	1	6	3	4	5	1	10	2	7
西大村	5	7	6	8	7	7	7	7	13	5
三浦	6	0	3	3	2	2	2	2	1	2
鈴田	4	3	2	2	1	4	1	0	1	1
萱瀬	1	5	0	2	1	1	0	2	0	1
竹松	2	5	4	5	2	13	20	5	4	7
福重	3	12	8	7	14	3	5	3	0	0
松原	2	1	3	2	1	0	2	1	0	2
合計	27	34	32	32	32	35	38	30	21	25

③用途別受理件数

年度 種別	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
住宅	9	15	15	13	16	15	15	3	0	7
共同住宅	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0
併用住宅	1	1	0	0	2	3	0	2	0	0
店舗	6	6	5	8	5	3	7	11	7	4
車庫・事務所	2	2	3	4	1	3	6	4	5	1
倉庫	0	0	1	0	1	1	0	5	4	1
工場	1	3	3	2	2	3	2	0	0	2
農舎	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0
その他	7	7	4	5	5	7	7	4	3	10
合計	27	34	32	32	32	35	38	30	21	25

(2) 土地開発協議

※都市計画区域内の3,000㎡以上の開発行為は除く。

①土地開発協議の件数

年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
受理件数	43	55	60	64	54	57	59	46	48	54
取り下げ	0	1	3	3	2	1	0	1	3	2

②地区別協議件数

年度 地区	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
大村	11	14	15	16	18	10	17	9	10	12
西大村	12	10	13	17	14	10	10	12	14	15
三浦	2	1	4	5	0	3	3	3	0	2
鈴田	4	2	1	1	1	4	0	2	0	3
萱瀬	1	1	1	0	1	3	3	1	2	2
竹松	9	18	19	19	14	18	14	15	14	15
福重	3	8	5	6	6	8	10	4	6	5
松原	1	1	2	0	0	1	2	0	2	0
合計	43	55	60	64	54	57	59	46	48	54
面積(㎡)	113,464	135,115	141,689	140,158	134,511	154,298	124,955	84,673	97,055	106,658

〈参考〉大村市環境保全条例 抜粋

第2章 環境保全

(土地開発)

第6条 大村市内において1,000平方メートル以上の土地開発を行おうとする者(以下「施行者」という。)は、次に掲げる事項についてあらかじめ市長の同意を得なければならない。

- (1) 開発地区内の給水及び排水施設の計画
- (2) 当該開発により予想される公害等の防止計画
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、施行者が、前項の同意を得ず、又は同項各号に規定する事項の内容に適合しない工事を施行させ、又は施行しているときは、適切な指導又は勧告を行うものとする。

(建築物の建築)

第7条 大村市内において工場、事業場等の用に供する建築物(以下「工場等」という。)を建築しようとする建築主及び下水道の処理区域(下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第8号に規定する処理区域をいう。以下同じ。)外の区域に工場等以外の建築物を建築しようとする建築主は、次に掲げる事項についてあらかじめ市長の同意を得なければならない。

- (1) 建築物から排出する汚水の処理施設及び排水施設の計画
- (2) 建築物の建築により予想される公害等の防止策
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、当該建築主が、前項の同意を得ず、又は同項各号に規定する事項の内容に適合しない建築物を建築させ、又は、建築しているときは、適切な指導又は勧告を行うものとする。

9 環境教育への取組

環境問題は、私たちの日常生活と密接につながっているものであるとの認識を深めることで、環境保全活動に対する意識の向上を図ることを目的としています。

(1) リバーウォッチング

小学生を対象に、大村湾に流れ込む身近な河川の状況を、水生生物の採取やゴミの回収といった実体験をとおして、自然環境と私たちの生活が密接につながっていることの理解を深め、河川の水を汚さないために私たちができることを考え、行動に結びつけることを目的としています。

実施年月日	実施会場	参加者数
令和6年7月31日	郡川(榎茶屋河川公園付近)	51名
令和6年8月6日	鈴田川(運動広場付近)	46名
合計		97名

協力団体：長崎県環境保健研究センター(機材設置、運営協力)

(2) 大村湾ウォッチング

小学生を対象に、久原1丁目にある寺島公園周辺において、海岸生物の採取や水中カメラを使った海中観察を通じて、大村湾の特徴や現状などの理解を深めることで、継続した水質浄化への取組の必要性を認識してもらうことを目的としています。

実施年月日	実施会場	参加者数
令和6年7月29日	寺島公園付近	62名

協力団体：長崎県環境保健研究センター(機材設置、運営協力)

(3) グリーンカーテンの作り方教室

室内の温度を下げるグリーンカーテンの作り方や、生ごみの減量化につながる生ごみのたい肥化のためのぼかし作りを学ぶことで、地球温暖化対策に繋げることを目的としています。

実施年月	講座名	参加者数
令和6年4月20日	土づくりから始めるグリーンカーテンの作り方教室	31名

(4) マイバッグキャンペーン

市内にある大型店舗にてマイバッグの持参率調査を行っています。(実施時間 10:30~11:30)

店舗名	令和6年10月				令和7年3月			
	来店者数(人)	持参者数(人)	未使用者数(人)	持参率(%)	来店者数(人)	持参者数(人)	未使用者数(人)	持参率(%)
エレナ 久原店	115	86	29	74.8	83	56	27	67.5
エレナ 大村中央店	105	70	35	66.7	67	39	28	58.2
エレナ 竹松店	83	64	19	77.1	92	64	28	69.6
まるたか生鮮市場 三城店	89	76	13	85.4	82	65	17	79.3
まるたか生鮮市場富の原店	119	83	36	69.7	83	47	36	56.6
まるたか生鮮市場 池田店	79	59	20	74.7	36	29	7	80.6
マックスバリュ 溝陸店	111	78	33	70.3	83	59	24	71.1
マックスバリュ 大村諏訪店	90	68	22	75.6	95	87	8	91.6
マックスバリュ 空港通り店	75	48	27	64.0	75	56	19	74.7
ゆめマート 新大村					113	92	21	81.4
マルキョウ 大村松並店					187	163	24	87.2
ララコープ 富の原					68	53	15	77.9
合計	866	632	234	73.0	1,064	810	254	76.1

10 カーボンニュートラルの取組

地球温暖化対策推進法の改正に伴い、脱炭素に向けた取組がこれまで以上に求められており、「第五次環境基本計画(2018[平成 30]年)」では、SDGs やパリ協定など国際的な潮流を踏まえつつ、環境政策による経済・社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の同時解決を実現し、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくことを目指しています。

このような状況を踏まえ、2050(令和 32)年度までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指し、2023(令和 5)年 2 月に、「ゼロカーボンシティ」を宣言するとともに、「第三次大村市環境基本計画」を同年3月に策定しました。

本市では地球温暖化対策の取組として、「第5期大村市地球温暖化対策実行計画」に基づく市の事務事業に係る温室効果ガス総排出量の実績及びその他の取組状況の概略を報告します。

(1) 市の事務事業に係る温室効果ガス総排出量の実績(令和6年度)

① 温室効果ガス総排出量の状況(前年度との比較) 単位:t-CO₂(二酸化炭素換算量)

温室効果ガスの種類	令和5年度 排出量	令和6年度 排出量	前年度との増減	目標(令和7年度) 排出量
二酸化炭素	26,217	28,773	2,556	25,969
メタン	729	587	▲142	536
一酸化二窒素	1,011	960	▲51	1,132
ハイドロフルオロカーボン (※HFC-134a)	5	0	▲5	11
計	27,962	30,320	2,358	27,648

※二酸化炭素(CO₂)換算量とは、例えばメタンは温室効果が二酸化炭素の 25 倍あるので、メタン1t(トン)は二酸化炭素 25t として換算します。また、車のエアコンに利用される代替フロンガスであるハイドロフルオロカーボン(HFC-134A)は、二酸化炭素の 1,430 倍にもなります。(これらの倍数は「地球温暖化係数」と呼ばれます。)

② 活動項目(分野)毎の温室効果ガス総排出量の状況 単位:t-CO₂(二酸化炭素換算量)

主な活動項目(分野)	算定対象となる ガスの種類	令和5年度 排出量(t-CO ₂)	令和6年度 排出量(t-CO ₂)	前年度との 増減(t-CO ₂)	令和6年度に 占める割合	
電気の使用 (他からの電気の供給)	CO ₂	15,169	15,882	713	52.38%	
燃料の使用	CO ₂	2,323	2,204	▲119	7.27%	
廃棄物 の焼却	プラスチック類	CO ₂	8,725	10,687	1,962	35.25%
	一般廃棄物全体	CH ₄ 、N ₂ O	436	292	▲144	0.96%
	(以上 小計)		(9,161)	(10,982)	1,821	36.21%
下水等の処理	CH ₄ 、N ₂ O	1,075	1,149	74	3.79%	
自動車の運行	HFC、CH ₄ 、N ₂ O	11	7	▲4	0.02%	
その他(牛の放牧等)	(CH ₄ 、N ₂ O 等)	222	99	123	0.33%	
合計		27,962	30,320	2,358	100%	

※割合は小数点以下を四捨五入しているため、合計しても必ずしも 100 とはなりません。
 ※CO₂: 二酸化炭素、CH₄: メタン、N₂O: 一酸化二窒素、HFC: ハイドロフルオロカーボン
 令和6年度は前年度に比べて温室効果ガスの総排出量は約8%増加しております。

(2) 市の温室効果ガス削減の取組状況

① 省エネルギー対策

電気や都市ガスをはじめ、ガソリン、灯油、LPG、重油等の燃料を含むエネルギー使用量の削減のため、以下に掲げた取組を行います。

ア 電気使用量の削減

イ 都市ガス・ガソリン等の燃料使用量の削減

② 省資源対策

用紙類の使用量削減やリサイクルの推進によるごみ排出量の削減を図るとともに、物品等の購入時にはグリーン購入を推進することで、省資源化を目指し、以下の対策を講じること。

ア 用紙類の使用量削減

イ ごみ排出量の削減

ウ リサイクル等(再資源化)の推進

エ 水道使用量の削減

オ グリーン購入の推進

(3) 市民・事業者等に対する温暖化対策の啓発等について

① 地球温暖化防止ポスター・標語コンクール

地球温暖化防止をテーマとしたポスター(小学生対象)、標語(中学生対象)のコンクールを通して、子ども達へ地球温暖化問題を啓発しながら、大村市地球温暖化対策協議会と連携して入賞作品によるカレンダーを作成し、地球温暖化防止活動のPRに役立てています。

【令和6年度 コンクール応募数】

ポスター (小学生)	17 作品	審査員: 3名(大村市美術協会ほか)
標語 (中学生)	114 作品	審査員: 3名(大村市文芸協会ほか)

② 交通における燃料使用の抑制

市が率先して環境対応車の導入などに取り組むとともに、市民・事業者に対して環境対応車導入の普及啓発やエコドライブなどのスマートムーブの推進を行うことにより、交通における燃料使用を抑制します。

③ 地球温暖化防止の啓発

コミュニティセンター等での地球温暖化防止ポスター・標語コンクール作品の展示等を実施しながら、温室効果ガス削減の啓発活動を行っています。また、環境省が進める「クールチョイス」（“賢い選択”）運動や、県等が進める「エコライフ」活動等について、市民・事業者への周知・啓発等に努めています。

④ 大村市地球温暖化対策地域協議会の開催

大村市内の事業所・団体、長崎県地球温暖化防止活動推進員、関係行政機関等で構成する大村市地球温暖化対策地域協議会を平成 20 年度に設立し、必要に応じて協議会を開催することとしています。

(4) 大村湾 SDGsプロジェクト事業(令和4年度～令和6年度)

企業版ふるさと納税を活用して、水質浄化を植物性のミネラル成分と土壤腐植質、土壤ミネラル成分を原料とする独自の加工技術により作成したカルシウムを主成分とするミネラルセラミックを海中に設置し水質浄化を図ります。また、メゾ構造体(とても小さなミネラルの集まり)を応用した人工サンゴを海中に設置し、CO₂を吸収する量及びCO₂を固定化する量等を検証するため実証実験を行っています。